

## 片山善博の「日本を診る」

## 民主主義の最後の砦

## 最高裁判所裁判官の国民審査



かたやま・よしひろ  
一九五一年生まれ  
前鳥取県知事、元総務大臣  
早稲田大学  
政治経済学術院教授。

去る五月二八日、東京地方裁判所は最高裁判所裁判官の国民審査について一つの判決を下した。国外に住む日本人に国民審査の投票が認められないのは、憲法に違反するとの内容である。

最高裁判所の裁判官は、任命後初めて行なわれる衆議院議員選挙の際に国民審査に付される。その後一〇年を経過した後初めて行なわれる衆議院議員選挙に際しても同様である。衆議院議員選挙の投票所で、裁判官の名前が記載された用紙を手渡され、罷免したい裁判官の名前の上に×印をつける。それが国民審査である。その結果、投票者の過半数が×印をつけた裁判官は罷免される。この国民審査は憲法の規定に基づき実施されている。

「憲法の番人」を「権力の番犬」にしてはならない

憲法がこんな仕組みを設ける理由は、最高裁判所を構成する裁判官のありようが、国民にとってとても重要だからである。

最高裁判所は「憲法の番人」だといわれる。このことについて憲法は、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」と規定する（八一条）。

民主主義の政治では数の論理が優位に立つので、このところの国会の強行採決に見られるように多数の横暴がまかり通り、少数者の権利がないがしろにされることも珍しくない。それだと、せっかく憲法が保障している国民の基本的人権や平和主義の原理が、形式上は「合法的」に侵されかねない。

また、一般にトップに権限が集中した政府では、その虎の威を借りる大臣や官僚たちも民意を無視した独断専行に走りがちである。その結果、たとえば憲法に規定する「地方自治の本旨」に背き、自治体や地域住民の意思を踏みにじる施策を押し付けるようなことも起こり得る。

こうした多数の横暴や独断専行に歯止めをかけ、国民の権